

## 千葉県食品ロス削減ネットワーク会議設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 千葉県食品ロス削減推進計画に基づき、食品関連事業者、消費者、関係団体、行政等の各主体の相互連携の下に食品ロスの削減を総合的に推進するため、千葉県食品ロス削減ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

なお、ネットワーク会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

### (所掌事務)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項について協議及び意見交換を行う。

- (1) 千葉県の食品ロス削減に関する普及啓発に関すること。
- (2) 千葉県の食品ロス削減に関する取組の検討及び推進に関すること。
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 ネットワーク会議は、別表に掲げる各分野から千葉県環境生活部循環型社会推進課長（以下「循環型社会推進課長」という。）が年度ごとに依頼する者をもって組織する。

### (コーディネーター)

第4条 ネットワーク会議にコーディネーターを置く。

- 2 コーディネーターは、食品ロス削減に関する専門的知識を有し、かつ、構成員の意見を的確に引き出しつつネットワーク会議を円滑かつ効果的に実施するための能力・経験を有する者から、循環型社会推進課長が選任する。
- 3 コーディネーターは、ネットワーク会議の議事を進行するとともに、食品ロス削減に向けた取組に関して専門的な見地から必要な助言・提案を行う。

### (会議)

第5条 ネットワーク会議は、事務局が招集して開催する。

- 2 会議の開催に当たり必要があるときは、関係者又は専門家等に対し、事務局から出席を依頼し、意見を求めることができる。

### (会議の公開)

第6条 ネットワーク会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、ネットワーク会議の意見を聴いて会議の一部又は全部を公開しない旨を事務局において決定したときは、この限りではない。

- (1) 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第8条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して協議を行う場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(会議結果の公開)

第7条 会議結果は、原則として公開するものとし、会議終了後、県ホームページに掲載する。ただし、ネットワーク会議の意見を聴いて会議の一部又は全部を公開しない旨を事務局において決定したときは、この限りではない。

(事務局)

第8条 事務局は、千葉県環境生活部循環型社会推進課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年10月5日から施行する。

(失効)

この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表

千葉県食品ロス削減ネットワーク会議構成分野

分野
学識経験者
食品関連事業者（製造業者） （卸売業者） （小売業者） （外食業者）
関係団体
消費者